

## 平成 27 年度特定個人情報保護委員会政策評価実施計画

平成 27 年 3 月 27 日  
特定個人情報保護委員会

行政機関が行う政策の評価に関する法律(平成 13 年法律第 86 号。以下「法」という。)第 7 条の規定に基づき、平成 27 年度特定個人情報保護委員会政策評価実施計画を次のとおり定める。

**第 1 計画期間**

この計画の対象期間は、平成 27 年度の 1 年間とする。

**第 2 事後評価の対象とする政策**

事後評価の対象とする政策は、次のとおりとする。

- (1) 特定個人情報保護委員会政策評価基本計画(平成 26 年 3 月 18 日決定)の対象とした政策のうち、本実施計画の対象とする政策(法第 7 条第 2 項第 1 号に区分されるもの)

○特定個人情報保護委員会政策体系(別紙)に基づき対象とする政策

次に掲げる施策を評価の対象とし、実績評価方式によって評価することとする。

・特定個人情報の取扱いに関する監視・監督

目標：・個人番号利用事務実施者等に対してブロック別、都道府県別、業態別説明会を開催する等により、適切な取扱いを推進。

・特定個人情報の適切な取扱いに関する相談や問合せに丁寧な対応を行う。

・特定個人情報の適切な取扱いに関するガイドラインについて、相談や問合せを踏まえ、QAの充実を図る。

・監視・監督に係る態勢整備に向けた検討を実施。

・特定個人情報保護評価制度の適切な運用

目標：・特定個人情報保護評価に関する規則及び特定個人情報保護評価指針に基づき、評価実施機関から提出された特定個人情報保護評価書について、承認(約 30 件)を適切に実施。

・マイナンバー保護評価システムの円滑な運用を確保。

・特定個人情報の保護に関する広報・啓発・国際協力

目標：・特定個人情報の保護に関するパンフレット等を作成・配布。

・特定個人情報の保護についての広報・啓発活動を実施。

・個人情報の保護に関する国際会議に出席し、各国の個人情報保護当局との情報交換を実施。

・苦情の申出について、受付態勢を整備。

- (2) 政策決定後 5 年経過時点でなお未着手の政策又は政策決定後 10 年経過時点でなお未了の政策で、本実施計画の対象とする政策(法第 7 条第 2 項第 2 号に区分されるもの)

該当なし

- (3) その他の政策で、本実施計画の対象とする政策(法第 7 条第 2 項第 3 号に区分されるもの)

該当なし

